

構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針

平成16年2月20日
構造改革特別区域推進本部

昨年11月1日から30日まで実施した構造改革特区に係る第4次提案の募集に対しては、338件の提案が地方公共団体や民間事業者等から寄せられた。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1のうち法律改正が必要な事項については、原則として3月上旬を目途に構造改革特別区域法の改正法案として、今通常国会に提出する。

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、基本方針の変更案を3月中に公表し、4月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、4月までのできる限り早い時期に公布し、5月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表1に掲げられた規制の特例措置は、原則として5月以降の構造改革特別

区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について総合規制改革会議及びその後継組織が適切に監視していくものとする。

3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた規制改革事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特別区域で講じられる規制の特例措置として馴染まないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等のさらなる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(第4次提案追加分)

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
830	特別免許状の授与権者として市町村教育委員会の追加	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第6項	市町村において、地域の特性に応じた教育を行う必要等がある場合、当該市町村が給与等を負担しその教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員(市町村が設置認可する学校の教員)に、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該教育委員会も授与権者となることを可能とする。	文部科学省
831	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例	幼稚園設置基準	既存の幼稚園・保育所の施設の一部を転用する等により、保育室の共用化の特例を適用した合同活動の実施がしやすくなるよう、823・921の特例の認定を受けて幼稚園と保育所の保育室を共用化する場合であって、教育・保育の実施上支障がない場合においては、幼稚園の園舎面積の算定方法の特例を設ける。	文部科学省
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学・大学院に係る設置基準の緩和	大学設置基準第36条第1項から第3項まで及び第6項 大学通信教育設置基準第10条第2項	インターネット等のみを利用することで面接授業によらずに授業を行う通信制の大学・大学院について、教育及び研究に支障がないと認められる範囲で校舎等施設に関する特例を設ける。	文部科学省
1007	行政財産である漁港施設の民間貸付けの容認	漁港漁場整備法第37条第1項 地方自治法第238条の4第1項 民法第604条 借地借家法第3条及び第4条	漁港管理者が選定した事業者が、水産物の流通機能の高度化を図るために漁港施設の運営を行う場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	農林水産省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1130	オートレース場外車券売場の設置許可基準の特例	小型自動車競走法施行規則第11条、第12条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示	地方公共団体が、地元地域の十分な理解を得て、下記の措置を講じる場合に、場外車券売場の構造等の設置許可基準の特例を設ける。 ・場外車券売場の周辺にある文教・医療施設に対して著しい支障を及ぼすおそれがないようにするための措置を講ずる。 ・それぞれの施設の規模・構造が適切なものであり、車券の発売等の公正かつ円滑な実施のために最低限必要な設備を有する。	経済産業省
1131	初級システムアドミニストレーター試験の午前試験免除	情報処理技術者試験規則第2条	試験の客観性・公平性及び教育の柔軟性の確保の観点から、カリキュラムの内容に関する最低基準、実施機関の審査基準等を設定し、特区内におけるそれらの適正性を確保した学科(講座)を修了したものに対して午前試験を免除する。	経済産業省
1132	基本情報技術者試験の午前試験免除	情報処理技術者試験規則第2条	試験の客観性・公平性及び教育の柔軟性の確保の観点から、カリキュラムの内容に関する最低基準、実施機関の審査基準等を設定し、特区内におけるそれらの適正性を確保した学科(講座)を修了したものに対して午前試験を免除する。	経済産業省
1133	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安技術職員(係員)の外部委託の可能化	鉱山保安規則第17条第1項第3～5号	保安技術職員(係員)選任義務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることが確認できる場合に限り、保安用務を外部委託することを可能とする。	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1134	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安技術職員(係員)の兼務の容認	鉱山保安規則第17条第4項	現行の保安技術職員(係員)の2以上の鉱山の係員または3以上の係員の兼務の禁止について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることが確認できる場合に限り、上記兼務を可能とする。	経済産業省
1135	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安面での規制(距離制限、防爆処理)の緩和	鉱山保安規則第326条 鉱山保安規則第563条 通商産業省告示第285号 二五資庁第六九号資源庁長官通知 五三立局第五号立地公害局長通知	現行の電気施設設置の際の住宅等の距離制限及び防爆型機器の使用義務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	経済産業省
1136	液化石油ガス設備工事の適正化のための当該設備の設置等の際の事前届出制の導入及び当該設備の廃止の際の届出制の導入	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第87条	基準不適合な液化石油ガス設備工事が著しく多いなど一定の要件を満たした場合に限り、現行では工事施工者が工事完了後に行う届出について、工事施工前の届出に変更することを可能とする。また、一定の要件を満たした場合に限り、当該設備を撤去した場合も、現行では届出不要であるところを、工事施工者に工事完了後に届出を行わせることを可能とする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省
1137	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の5において準用する第33条第1項	経済産業局長に委任されている特定国際種事業を行う者に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事務所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者が受託することができることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1138	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認 (揮発油等の品質の確保等に関する法律)	揮発油等の品質の確保等に関する法律第20条第2項、第3項	経済産業局長に委任されている揮発油等の販売業者・生産業者・輸入業者等及び指定分析機関に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事務所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者受託することができることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省
1139	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)	エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第2項	経済産業局長に委任されている第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事務所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者が受託し、経済産業局職員と共同で行うことができることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省
1216	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大	道路運送法第80条第1項	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業(特定事業1206)は、平成15年度中に特区としての特例措置を緩和した上で、全国的に実施することとしている。その要件のうち、使用車両については、車いすのためのリフト等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定することとしているが、新たに、特区における特例措置として、セダン型等の一般の車両の使用を認めることとする。	国土交通省
1217	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人の貸渡しシステムの容認	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)	レンタカー型カーシェアリングについて、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認めることとする。	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1306	地下空間を利用した溶融スラッグの埋立処分の容認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号イ(1)	<p>現行では地下空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は禁止されているが、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物（溶融スラッグ）については、提案自治体が、当該廃棄物の埋立処分による生活環境の保全上の支障や地盤の安全性等に関する問題がないと判断した地域に限って、地下水等の周辺環境のモニタリングを実施することを条件に、当該禁止を解除することを措置する。</p>	環境省

表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第4次提案追加分)

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
306	英語での情報開示及び書類の提出の容認	証券取引法第5条、第24条等	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクロージャーを可能とするよう金融審議会において検討を行い、措置する。	平成16年度中	金融庁
307	グローバルETFの募集の取扱い等の届出等の際の訳文の添付の省略	投資信託及び投資法人に関する法律第58条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第2条、第98条	グローバルETFの情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出及び英語によるディスクロージャーを可能とするよう投資家保護上の問題に配慮しつつ、金融審議会における検討結果を踏まえ措置する。	平成16年度中	金融庁
308	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する。	平成15年度中	金融庁 経済産業省
309	銀行代理店業務を法人へ委任する際の出資規制の緩和	銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号	銀行代理店に対する規制については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等を踏まえつつ100%出資規制の緩和について検討の上、措置する。	平成16年度中	金融庁

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
429	外国籍機の不定期便における航空事業用の通信の可能化	電波法施行規則第37条	不定期便の外国籍機に開設された無線局と航空事業者が開設する航空局の間で直接通信することができないこととされている航空事業用の通信を可能とするよう電波監理審議会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う	平成16年度中	総務省
430	土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地の地方公共団体による有効利用		土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸付けるのではなく、当該土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための地方債措置を講じる。	平成16年度の早期	総務省
431	地方公共団体の議会の定例会回数制限の廃止	地方自治法第102条第2項	地方公共団体の議会の定例会の回数について、毎年4回以内で条例で定める回数としているものを、毎年条例で定める回数とする。	平成15年度中	総務省
514	土地区画整理事業施行区域内の土地の分筆登記の取扱いの明確化	不動産登記法第49条第10号、第81条ノ2、不動産登記事務取扱手続準則第123条	土地区画整理事業により反換地指定を受けている従前地の分筆登記について、当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面(実測図)を作成し、保管している場合であって、これに基づいて作成された地積測量図を添付したときは、当該分筆登記申請を受理するものとする。	平成15年度中	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
602	愛知万博見学者の査証手数料の免除	外務省設置法	愛知万博見学者の短期滞在査証手数料を免除する。	平成16年度中	外務省
603	インド人 IT技術者等の数次査証手続きの簡素化	外務省設置法	インド人 IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるために申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	平成16年度中	外務省
604	アジア日系企業ビジネスマン等の数次査証手続きの簡素化	外務省設置法	マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びパプアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	平成16年度中	外務省
822	高等学校通信教育規程の弾力化	高等学校通信教育規程	高等学校通信教育規程を改正し、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、通信制課程の設備、編制その他の基準を弾力化する。	平成15年度中	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
823	専修学校の校舎面積基準の弾力化	専修学校設置基準第24条	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積を減ずる。	平成16年度中	文部科学省
824	「学校給食衛生管理の基準」において、クックチルシステムが導入可能であることを明確化	文部科学省「学校給食衛生管理の基準」(平成9年4月1日制定、平成15年3月31日一部改訂)の -1-工、 -4-工	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム(加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム)を導入することが可能であることを明確化する。	平成16年度中	文部科学省
825	職員の健康診断の期日に関する基準の弾力化	学校保健法施行規則第9条	職員の健康診断については、6月30日までに行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。	平成16年度中	文部科学省
957	3級技能検定の受検要件の緩和	職業能力開発促進法施行規則第64条の4	現行は工業高校等の卒業見込み者に限っている3級技能検定の受検資格について、検定職種に関する工業高校等で教育・訓練中の全ての者に付与する。	平成16年4月1日	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
958	病院における専門性の高い検体検査の受託の容認	医療法第21条第1項 医療法施行規則第20条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3 の解釈	病院における専門性の高い検体検査業務の受託について、営利を目的としていないこと、病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと、という要件を満たす場合には、業として行うことを可能とする。	平成15年度中	厚生労働省
959	人員及び設備要件を緩和した単独型身体障害者短期入所事業の容認	民間事業者による日帰り介護(デイサービス)事業指針及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業指針について(平成9年12月17日障障第183号・老振第139号)	単独型身体障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	平成16年4月1日	厚生労働省
960	介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の容認	指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成14年12月26日障発第1226002号)第5章第1節(3)	事業者が保護者と緊密な連携を取り、利用者へのきめ細かな配慮が行われる等利用者に対する適切なサービスの提供が行われる場合には、介護保険法上の基準該当短期入所生活事業所について、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法上の指定短期入所事業所としての指定を可能とする。	平成16年4月1日	厚生労働省
961	保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認	地方自治法第243条 児童福祉法	現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。	第159回国会に法案を提出済(平成17年4月1日施行予定)	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
962	要介護認定の更新認定に係る有効期間の拡大	介護保険法施行規則第41条第2項、第55条第2項	更新の場合の認定の有効期間を原則6ヶ月から原則12ヶ月に拡大し、さらに、重度の要介護状態などの場合は、その上限を12ヶ月から最大24ヶ月までとすることができるようにする。	平成16年4月1日	厚生労働省
1008	発酵促進のために尿素等を使用した旨を表示した家畜ふん堆肥の生産・販売の容認	肥料取締法第22条の2 特殊肥料の品質表示基準	生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示基準を緩和する。	平成16年度	農林水産省
1127	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する。	平成15年度中	金融庁 経済産業省
1128	水素利用技術にかかる研究施設の変更に伴う手続の簡素化	冷凍保安規則第17条第1項、第69条 液化石油ガス保安規則第16条第1項、第97条 一般高圧ガス保安規則第15条第1項、第99条 コンビナート保安規則第14条第1項、第54条	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件（例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。）を設けた上で手続について検討し簡素化する。	平成16年度中	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1129	高圧ガス製造のための施設等の変更に伴う手続の簡素化	冷凍保安規則第17条第1項、第69条 液化石油ガス保安規則第16条第1項、第97条 一般高圧ガス保安規則第15条第1項、第99条 コンビナート保安規則第14条第1項、第54条	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう 試験研究の実態を踏まえて、一定の条件 (例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。) を設けた上で手続について検討し簡素化する。	平成16年度中	経済産業省
1235	地域地区に関する都市計画の決定、変更に係る要請制度の創設	都市計画法第15条 都市計画法施行令第9条	都市再生特別措置法において、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施する必要がある場合、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務付けに関する規定を設ける。	平成16年度中	国土交通省
1236	屋外広告物条例を制定できる自治体の範囲の拡大	屋外広告物法第13条	景観行政を行う市町村が屋外広告物条例を制定できるよう措置する。	平成16年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1237	道路上の自転車駐車場設置の容認	道路法施行令 第34条の3	道路上の自転車駐車場を道路の附属物として位置付ける。	平成16年度中	国土交通省
1238	乗合タクシーの許可等の基準の運用の見直し	一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて(平成13年9月27日付国自旅第87号)	いわゆる乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。	平成16年度中	国土交通省
1239	レンタカーに係る有償貸渡許可の事業者ごとの申請の容認	道路運送法施行規則第52条 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請については、手続負担の軽減を図るため、車両ごとの審査を見直し、いわゆる白バス・白タク行為を防止するために必要な措置を講じた上で、事業者ごとの審査に改めることとする。	平成16年度中	国土交通省
1240	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の範囲の見直し	水先法第13条 水先法施行令第3条	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の範囲の見直しについて、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」を踏まえて、検討し実施する。	平成16年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1241	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可申請期間の短縮	航空法施行規則第230条の2	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。	平成16年度中	国土交通省
1242	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る許可申請期間の短縮	航空法施行規則第234条の2	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。	平成16年度中	国土交通省